

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等          本事業は、複合的な課題により、就労に向けて心身の準備が整っていない方、ひきこもり状態といった長期間就労していない方々に対する相談支援を実施するとともに、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成などを計画的かつ一貫して支援するものである。(就労準備支援事業)          また、相談者の就労体験・訓練支援に協力してくれる企業等を開拓し、受け入れ態勢を構築してより多くの受け入れ支援を展開するものである。(就労体験等開拓事業)          相談者のニーズにきめ細かく応え、必要な支援を実現していくためにも、一体実施することが可能な事業者でなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明          (1) 本事業に対するニーズを有する者の掘り起こしには、自立相談支援を通じた生活困窮者のニーズの把握及びアウトリーチ支援、民生委員や町村社会福祉協議会との連携が重要であり、町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を業務とする岐阜県社会福祉協議会は、これらとの強固な連携体制を有している。          (2) 岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業を実施しており、当該制度の中で、技能習得や生活維持を支援するための貸付を実施している。          (3) 就労準備支援事業と密接に関係している企業開拓についても、市町村社協等と企業情報を交換・共有することで、効率的な事業実施が見込めるが、岐阜県社会福祉協議会はその連携体制を有している。          (4) 本事業の対象者は、ひきこもり等、信頼関係を築くのに長時間を要する方々が多い状況である。岐阜県社会福祉協議会は、事業開始当初から就労準備支援事業及び就労体験開拓等事業を実施し、支援対象者との信頼関係を構築している。</p> <p>以上のとおり、就労準備支援事業及び就労体験等開拓事業委託事業を一体的かつ適切に実施できる事業者は、岐阜県社会福祉協議会しかない。</p>